

令和 8 年度
宮崎地方最低賃金審議会
第 6 回宮崎県最低賃金専門部会

宮 崎 労 働 局

開催日時	令和 8 年 8 月 25 日 午後 1 時 30 分～
開催場所	宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 金額審議
- 2 その他

1 金額審議

2 その他

令和 8 年 8 月 25 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県最低賃金専門部会
部会長 森部 陽一郎

宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 8 月 5 日、宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 6 年 10 月 5 日発効の宮崎県最低賃金（時間額 952 円）は令和 6 年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、下記のとおり付帯決議する。

記

- 1 「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」で閣議決定された「積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制を含めた効果的な措置」及び「交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組の後押し」について、確実に実施すること。
- 2 円安や資源価格の高騰、中東情勢等の影響による原材料費等の上昇に加え、価格転嫁が十分に進んでいない状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者の事業継続及び雇用の確保・維持を支援するため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の更なる拡充・強化を図ること。

- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げ原資の確保を図るため、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分について、適切な価格転嫁が確実に行われるよう取組を強化するとともに、実効性のある支援策を講ずること。
- 4 中小企業・小規模事業者が賃上げを継続的に実施できるよう、賃上げに伴い増加する社会保険料負担及び税負担の軽減措置について検討すること。
- 5 最低賃金の引上げに伴い、社会保険制度上の扶養から外れること等による手取り額の減少を避けるため、労働者が勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」の問題への対応を一層推進し、人手不足の深刻化を招かないよう必要な措置を講ずること。

以 上

宮崎県最低賃金

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 085円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 952 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の宮崎県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,963 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$$952 \text{ 円（宮崎県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 136,337 \text{ 円}$$

※ 令和 8 年 7 月 10 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料 No. 3 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

令和8年度宮崎県最低賃金専門部会における公益委員見解

令和8年8月25日

1 はじめに

今年度の宮崎県最低賃金については、令和8年7月6日に宮崎労働局長から改定の諮問を受け、本専門部会において6回にわたり、慎重に審議を重ねてきた。この間、7月28日には、中央最低賃金審議会から地域別最低賃金改定の目安が答申され、宮崎県が属するCランクについては、引上げ額の目安として56円が示された。

2 労側代表委員の意見

- (1) 現行の宮崎県最低賃金により仮に法定労働時間の上限で働いた場合、年収210万円程度にしかならず、ワーキングプアの状態にとどまっている。
- (2) 日本銀行宮崎事務所が7月に発表した「宮崎県金融経済概況」によると、「一部に弱めの動きも見られるが、緩やかに回復している」とされている。そのような中、賃金上昇率については、連合2026春季生活闘争第7回（最終）回答集計によると、33年ぶりの高い伸び率となった昨年と同水準の5.01%（全体）となった。特に、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率は6.18%（全体）で、集計開始以降で過去最大の引上げとなった。宮崎県においても、結成以来過去最高の4.33%（全体）となった。これは「賃上げノルム」が形成されつつある証左であり、労働組合のない職場で働く労働者に対しても、最低賃金の大幅な引上げを通じ、これを波及させる必要がある。
- (3) 名目賃金は増加している一方、実質賃金はマイナスが続いている中、最低賃金近傍で働く労働者の生活が昨年以上に苦しいことから、生活を支えるため、最低賃金の大幅引上げにより実質賃金を1%上昇させる必要があると考える。
- (4) 宮崎県外への転出者については、20代が転出者の4割以上を占め、2015年と比較すると6.1ポイント増加している。また、国立大学法人宮崎大学が2024年3月にまとめた「若者の県外流出要因等調査結果」によると、県内の大学生が就職先を選ぶ際に重視するポイントは、「給与水準」が78%となっている。
- (5) 宮崎県内の企業倒産件数は55件と昨年より6件増加、負債総額71億8300万円となっており、昨年と変わらない。倒産発生率は全国平均を下回っている。これらのことから、最低賃金引上げと企業倒産との因果関係があるとは考えにくい。
- (6) 宮崎市の2人以上の世帯のうち勤労者世帯のエンゲル係数については、

2025 年が 29.1%と過去 10 年で最も高く、都道府県庁所在地市別では 6 番目に高い。物価高の影響に加え、所得が低いほど必要な食料費の占める割合が大きくなるため、生活にゆとりがないことがうかがえる。

- (7) 消費者物価の「持家の帰属家賃を除く総合」及び寄与度の高い「食料」の前年同月比は、昨年を下回っている。しかし、消費者物価指数自体は、大きく増加した前年より高い結果であり、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは今も厳しいと言える。
- (8) 宮崎県の全自動車の一人当たり台数は、全国で 7 番目に多い。家計調査報告による消費支出 50 項目のうち、自動車等関係費は 2 番目に構成比が高く、県民生活に欠かすことのできない交通手段である。県内のガソリン代は 10 年前と比較し 140%を超える価格であり、都市部とは違う宮崎県の支出であると言える。
- (9) パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金下限額は、最低賃金を大きく上回っている。このため、現行の最低賃金で労働者を採用することは既に困難であると認められ、最低賃金の大幅な引上げが必要である。
- (10) 7 月 15 日に実施した事業場視察での労働者からのヒアリング結果によれば、「現行の最低賃金額 1,023 円が低い」という回答が 6 名中 5 名、4 名は「1,100 円以上が妥当」という回答であった。これに鑑みると、最低賃金の着実な引上げが必要であり、着実な引上げには価格転嫁の促進や中小・小規模事業者への支援を一体的に進めることが重要である。
- (11) 宮崎県の最低賃金額は、高知県、沖縄県と並んで最下位である。賃金が安いというイメージが固定化すると、若者の人材流出や人材確保の面において中小・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける要因となる。地域間格差の是正、C ランク内での額差の解消を含め、最低賃金の重要性は増してきている。
- (12) 発効日については、法律上も法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限られる。指定日発効とする場合は、その必然性に関して、県内の労働者にも理解が得られるか等の観点も踏まえ、公労使で十分に議論した上で決定すべきである。労働組合がある企業の多くが遡及適用を含め 4 月度に賃上げを実施しているが、最低賃金は春季生活闘争の結果等を踏まえ審議されるため、発効日が秋になっている事情がある。最低賃金近傍で働く労働者の暮らしは厳しいため、最低賃金の早期発効が重要である。

3 使側代表委員の意見

- (1) 昨年度の中央最低賃金審議会の目安については、消費者物価の上昇を理由に労働者の生計費を重視したこと、加えて、賃上げの流れが続いていることにも着目し、引上げ額 64 円が提示されたが、その時々を事情を重視した引上げ額であり、金額ありきで根拠やデータを後付けしていると思えな

いものである。

- (2) 宮崎県内の景気は、日本銀行宮崎事務所が7月に発表した「宮崎県金融経済概況」によると、「緩やかに回復している」とあるが、一方で、民間調査会社が実施した6月期の企業動向アンケート調査によると、企業の景況感を示す業況判断指数は▲26Pとなっており、物価上昇が業況に与える影響に関しては、9割を超える企業が「影響がある」との回答が出ている。
- (3) 今年4月に宮崎県中小企業団体中央会が実施した「県内の中小企業・小規模事業所における慢性的な人手不足と賃上げ、物価高騰による価格転嫁等に関する調査」によると、今年度の賃上げについて、「実施する60%、未定28%、実施しない12%」となっており、賃上げを実施する理由として、業績（収益）向上ではない、いわば「防衛的賃上げ」が多数を占めている。賃上げを実施しない理由として、「原材料価格・電気代・燃料費の高騰やコスト増加分を価格転嫁できていない」、「前年度の賃上げが負担となっている」等があげられており、中小企業・小規模事業者の厳しい経営状況が表れている。
- (4) 物価の上昇幅は昨年より緩やかであるものの、引き続き上昇局面にあること、また、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分に理解している。
- 一方で、中小企業・小規模事業者については、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず、厳しい経営環境に置かれている事業者が多いことに配慮する必要がある。すべての企業に適用される最低賃金を過度に引き上げることは、先行きの不透明感が高まっている中、経営をより一層圧迫しかねないと考ええる。
- (5) 最低賃金は、働く人の生活を支えるセーフティネットとして、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される。よって、各企業の経営判断や労使交渉による賃上げとは意味合いが全く異なる。最低賃金の引上げは、通常の賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。
- (6) 最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用される。強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断されるべきであり、まずは、生産性の向上や取引適正化への支援等中小企業・小規模事業者が自発的に賃金引上げをしやすい環境整備をすべきである。
- したがって、法定3要素のうち、「通常の事業の賃金支払い能力」を重視することと、3要素を総合的に表している「賃金改定状況実態調査結果の第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視した審議を基本とすべきである。
- (7) 発効日については、中小企業・小規模事業者は特に経営的・時間的にも余裕がなく、最低賃金改正後相応の準備期間が必要なこと、また、時間給労働者の多くは被扶養者であり、扶養から外れることを防ぐため、年末に

向け就業調整を行う労働者が多くいることから、一時的な人手不足や経営への影響の観点を考慮すると、1月1日の指定日発効が望ましいと考える。

- (8) 宮崎県における中小企業・小規模事業者の経営状況、消費者物価・企業物価の動向、中東情勢の影響や価格転嫁の進捗状況等の実態を詳細に把握した上で審議すべきである。

4 公益委員の見解

公益委員としては、最低賃金法の趣旨・目的を踏まえ、中央最低賃金審議会の答申及び配付資料、専門部会の審議における労使各側からの意見・提出資料、事務局から提供のあった各種資料・調査結果・指標等に基づき、また、最低賃金改正審議に関する意見聴取における意見や7月15日に実施した事業場視察結果も参考に、次のとおりの検討を行った。

(1) 雇用失業情勢

宮崎県の令和8年6月における有効求人倍率は1.16倍で、前月より0.01ポイント低下しているものの、132ヶ月連続で1倍台を維持している。

また、「求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に注視する必要がある。」とされている。

(2) 賃金

令和8年賃金改定状況調査結果第4表③によると、宮崎県が含まれるCランクの賃金上昇率は4.0%（昨年3.6%）で、過去最高の数値となっている。

春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果によると、全体で5.01%（昨年5.25%）と3年連続で5%を上回っており、中小でも4.69%（昨年4.65%）と3年連続4%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらに、有期・短時間契約等労働者の賃上げ率は6.18%（昨年5.81%）で、6%を超える高水準となっている。宮崎県では全体で4.33%（昨年4.21%）と、3年連続で4%を超え過去最高となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.46%（昨年5.39%）・3年連続で5%を超え、また、中小企業でも4.20%（昨年4.35%）・3年連続4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

大企業を対象に含む春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率及び30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果からは、企業規模によって賃金上昇率の水準に開きが見られるが、賃金上昇率の差は昨年より小さくなっており、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。

(3) 労働者の生計費

「目安に関する公益委員見解」で使用されている消費者物価指数に係る5つの指標を中心に、宮崎県の数値として公表済の宮崎市の数値も併せて比較すると、以下の表のとおりとなる。

	全国 R7.10～R8.6の平均 (カッコ内は前年)	宮崎市 (R7.10～R8.6の平均) (カッコ内は前年)
持家の帰属家賃を除く 総合	2.1% (3.9%)	2.1% (4.4%) (※1)
頻繁に購入する品目	1.2% (4.2%)	—
1ヶ月に1回程度購入	2.3% (6.7%)	—
食料	4.3% (6.4%)	3.9% (6.9%) (※2)
基礎的支出項目	2.2 (5.0%)	—

(※1：Cランク平均は2.1%、※2：Cランク平均は4.3%)

「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和7年10月～令和8年6月の平均が全国、Cランク、宮崎市ともに2.1%で、いずれも前年同期から上昇率は低下している。「食料」は、令和7年10月～令和8年6月の平均が全国、Cランクが4.3%、宮崎市が3.9%で、いずれも前年同期から上昇率は低下している。これらから、消費者物価指数の上昇率は鈍化傾向にあると言える。しかし、最低賃金に近い水準の労働者の生活に密接に関連する指標である「食料」は、他の指標に比較して高水準である。

そして、家計の消費支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数については、「総世帯」で宮崎市が30.9%で、全国の27.9%、Cランクの27.9%を上回っている。また、「総世帯のうち勤労者世帯」では、宮崎市が29.4%で、全国の26.3%、Cランクの26.9%を上回っており、Cランクの中でも高い水準にあり、全国と比較して、宮崎市は家計の中で食費の負担が大きく余裕がない状況と言える。

(4) 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、各種統計等により判断することとなる。

法人企業統計によると、全国の売上高経常利益率が四半期ごとで令和7年は7～10%程度で推移し、令和8年の第1四半期は8.0%と安定して改善傾向にあることや、従業員一人当たり付加価値額も引き続き増加・改善傾向で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向がみられる。宮崎県においても、日本銀行宮崎事務所が令和8年7月1日に公表した「宮崎県金融経済概況」によると、「宮崎県の景気は、一部に弱めの動きも見られるが、緩やかに回復している」とされている。

賃金改定状況調査結果については、前掲のとおりである。

一方、日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きは、一部では縮小傾向にあるものの、依然として差がある。

みやぎん経済研究所と宮崎県の共同で調査した「2026 年 6 月期企業動向アンケート調査」によると、4～6 月期の業況判断 D I は▲26 で、前期比 16 ポイント低下し、前回調査見通しを 25 ポイント下回っており、9 割を超える企業が「物価上昇が業況に影響を与える」と回答し、8 割を超える企業が「中東情勢の影響がある」と回答している。また、「中東情勢が緩和に向かうと想定しても、原材料の供給不足解消と価格安定化による業況改善には時間を要すると思われる」とされている。

中小企業庁が公表した「令和 8 年 3 月 価格交渉促進月間のフォローアップ調査の概要」によると、価格転嫁率は約 1 ポイント増加（53.5%⇒54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は 8 割超（83.2%⇒84.0%）となっており、他方、「転嫁できなかった」、「マイナスとなった」の割合が横ばい（16.8%⇒16.0%）、1～3 割しか価格転嫁できなかった企業の割合は 24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は 16.0%となっており、引き続き二極化の状態が継続している。

また、同調査の「価格転嫁の状況の都道府県ランキング（都道府県別の、コスト増に対する転嫁率）」によると、宮崎県について、「発注企業の所在地ごとに集計」が 42.3%（前回 52.0%）、「受注企業の所在地ごとに集計」が 39.7%（前回 52.6%）で、ともに 46 位となっている。このような状況から、宮崎県においては、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況と言える。

なお、宮崎県の倒産件数について、東京商工リサーチ宮崎支店によると、令和 8 年 1 月から 6 月までの倒産件数（負債額 1 千万円以上）は 25 件（前年同期比 4 件減）、負債総額は 29 億 9,700 万円（20.99%減）で、過去 10 年間で件数、負債総額とも 3 番目に多かったとされている。

このほか、最低賃金を改定した場合の影響率は、全国で 2025 年が 27.7%と 2016 年以降で最大となっている。

（5）その他

ア 令和 8 年 3 月高等学校卒業予定者の県内就職内定状況

県内の就職率は 59.5%で、全国でワースト 3 位、C ランクでワースト 2 位、九州・沖縄でワースト 3 位となっている。

イ 7 月 15 日に実施した事業場視察結果

労働者及び使用者側からの発言は、要旨、次のとおりであった。

【使用者】

最低賃金改定にあわせて、社員間の賃金バランスを図りながら賃金引

上げに対応している。今後も可能な限り賃金引上げの方針であるが、限界はある。価格転嫁については、対応できている。人材流出と賃金との関連はあるのではないかと。発効時期に関して、準備期間が例年より長くなった点はメリットを感じられた。今後の最低賃金改定の予測やその対処について、助言があればよい。

【労働者】

物価上昇による賃金や生活への影響を感じている。子供の将来のため、預金をしている。宮崎県の賃金は全国的に見て低く、ぜいたくはできないと思う。最低賃金引上げの明確な根拠があれば納得できる。

(6) 結論

今年度の宮崎県最低賃金額改定の検討に当たって、上記の雇用・経済情勢等を踏まえ、当専門部会に提出された資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みれば、双方の考え方については十分理解できるものである。

また、今年度の中央最低賃金審議会が示した目安については、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案し、「・・・労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることに留意する・・・」としてとりまとめられている。

当専門部会公益委員においても、以上の点を尊重すべきと判断し、令和8年度宮崎県最低賃金の改定に当たっては、3要素や宮崎県の地域情勢等を総合的に勘案することとした。

したがって、上記3(2)～(4)のとおり、

- ア 「賃金」については、賃金改定状況調査結果第4表③でCランクが4.0%と過去最高となっていること、また、連合の集計でも賃金上昇率が5.01%と3年連続で5%を超えており、特に有期・短時間・契約等

労働者の賃金上昇率が 6.18%と高水準である。連合宮崎の集計でも、昨年を上回り全体で 4.33%と、3年連続 4%を超え、過去最高となっている。このように、賃金上昇率は高水準であることから、賃上げの流れは高水準で継続していることを考慮する必要がある。

イ 「労働者の生計費」については、消費者物価の数値を総合的に表している「持家の帰属家賃を除く総合」は、全国、Cランク、宮崎市とも 2.1%と同一で上昇局面にあるが、前年より上昇率は鈍化しており、また、「食料」については、全国、Cランクを下回っているが、他の指標より高水準である。さらに、エンゲル係数については、全国、Cランクより高水準である。これらから、消費者物価の上昇率は鈍化傾向にあるが、最低賃金に近い水準の労働者の生活に密接に関連する指標である「食料」の上昇率やエンゲル係数が全国と比較して高水準であることに鑑みると、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には、生活への負担感が増している労働者が一定数存在していると考えられる。なお、宮崎県のパート労働者の賃金分布をみると、最低賃金に近い水準での割合が多い傾向にあることから、最低賃金に近い水準の労働者の生活を維持する観点も必要と思われる。

ウ 「通常の事業の賃金支払能力」については、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額が高水準で推移するなど、企業利益が改善傾向にあることを考慮すべきである。しかし、みやぎん経済研究所と宮崎県の調査結果によると、業況判断D Iが大幅に低下し、9割を超える企業で「物価上昇が業況に影響する」と、8割を超える企業が「中東情勢の影響がある」と回答している。また、中小企業庁が公表している「令和 8 年 3 月 価格交渉促進月間のフォローアップ調査の概要」によると、価格転嫁の都道府県ランキングにおいて、宮崎県は、前回調査では全国平均に近かったものが、3月期調査ではワースト 2 位となり数値も悪化している。これらから、価格転嫁が進まない企業も一定数あり、賃上げ原資の確保が難しい企業が存在することにも配慮する必要がある。このほか、最低賃金引上げに伴う影響率も十分に考慮する必要がある。

以上により、中央最低賃金審議会の目安が、「地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきもの」であるため、目安額を参考にしつつ、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素をもとに宮崎県の最低賃金の引上げ額を検討すると、依然として消費者物価、特に最低賃金に近い水準の労働者の生活に影響を与える「食料」の上昇率が 3.9%と高水準であること、また、宮崎市のエンゲル係数を考慮したこと、一方で、宮崎県の企業の業況判断D Iは大幅に低下し、多くの企業について物価上昇、中東情勢が業況判断に影響してい

ること、加えて、宮崎県の価格転嫁率は前回調査から 10 ポイント程度低下しており、賃上げの原資の確保が難しい企業が存在すること、さらに、C ランクの時間額の平均額と宮崎県の最低賃金額の額差を是正する必要があること、高校生の県内就職内定率が 59.5%と全国で下から 3 番目、C ランクで下から 2 番目という状況にあり、若年層の県外流出が継続している実態があること、あわせて、最低賃金法の趣旨・目的が「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」にあることから、地域間額差も考慮する必要があること等を総合的に勘案し、62 円の引上げ、1,085 円とすることが妥当であると考えます。

また、発効日については、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）に基づき、上記労使双方の代表委員の意見を踏まえ、法定発効で一致した。

5 政府に対する要望

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は労使共通の認識である。

一方、目安に関する公益委員見解にも記載されているとおり、価格転嫁の状況は依然として二極化の状態にあることや倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く状況を踏まえれば、中小企業・小規模事業者が大半を占める宮崎県においては、中小企業・小規模事業者が、先行きへの不安や懸念を抱えていること、賃金支払能力の点で厳しいものと言わざるを得ないことに十分に配慮する必要がある。このため、生産性向上を図るとともに価格転嫁対策を徹底し、賃上げ原資の確保につなげる取組の継続的な実施のほか、以下の直接的かつ効果的な支援策の実施に取り組んでいただきたいことを要望する。

- (1) 生産年齢人口が減少する中、企業の人材不足は経営上の不安要素として恒常化しつつある問題と考えられる。特に中小企業・小規模事業者が労働生産性を向上させ継続的な賃上げを実現できるよう、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上への支援、人材確保と処遇改善等の具体的かつ確実な実施を要望する。
- (2) 下請取引の適正化に関し、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、依然として価格転嫁が困難な業種（B to C）の事業者が賃上げの原資を確保できるよう、適切な転嫁に向け、引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成や、実効ある解決策の重点的な実施を要望する。
- (3) 業務改善助成金については、近年の累次の要件緩和や拡充によりその活用が進んでいることは評価する。もっとも、まだその利用は一部の企業に限ら

れているのが現状である。設備投資や賃上げが容易でない中小企業・小規模事業者に一層利用され、より活用が促進されるよう、支給要件の軽減や、具体的な活用事例の周知・広報の徹底、申請を行う事業主や事務担当者の負担軽減措置等を要望する。

- (4) 中小企業・小規模事業者が賃上げを継続的に実施できるよう、賃上げに伴い増加する社会保険料負担及び税負担の軽減措置の検討を要望する。
- (5) 宮崎県においては、「賃上げ対応緊急支援金」という中小企業・小規模事業者に対する支援策が実施されているが、引き続き、中小企業・小規模事業者に対する直接的な支援策の検討を要望する。

以 上